

第3章 方法書に対する意見及び事業者の見解

3.1 公告・縦覧の概要

方法書の公告・縦覧は、表 3.1-1 に示す内容で行った。

表 3.1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公告日	平成 26 年 8 月 20 日(水)
縦覧期間	平成 26 年 8 月 20 日(水)～平成 26 年 9 月 19 日(金)
縦覧場所	出雲崎町役場 町民課 出雲崎町役場 海岸出張所 柏崎市西山町事務所 エコパークいずもぎき管理事務所 業務課 新潟県環境保全事業団ホームページ
意見募集期間	平成 26 年 8 月 20 日(水)～平成 26 年 10 月 3 日(金)

3.2 住民意見及び事業者の見解

方法書に対する住民意見書はなかった。

3.3 知事意見及び事業者の見解

方法書に対する知事意見及び事業者の見解は表 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-1 知事意見及び事業者の見解

	項目	知事意見	事業者の見解
1	事業計画	最終処分場の遮水構造、浸出水処理施設及び環境モニタリング計画などの具体的な事業計画は現在検討中としているが、環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画を可能な限り確定し、予測及び評価を行う必要がある。	環境影響評価準備書の作成にあたっては、事業計画を可能な限り具体化し、影響の予測・評価を実施しました。また、未確定の事項については、影響が最大となる条件を設定し影響の予測及び評価を行いました。
2	水質について	最終処分場からの排水量及び放流先の河川流量について、準備書に記載すること。	記載いたしました。(P.5.5-8)
		既存最終処分場の放流水の水質等について、準備書に記載すること。	記載いたしました。(P.5.5-4～5)
		有害物質に係る評価項目を水質環境基準項目の 27 項目としているが、準備書においてはダイオキシン類についても評価項目に追加すること。	ダイオキシン類についても評価項目といたしました。(P.5.5-22～30)
		供用時において、排水基準を超えた場合の地元への連絡・対応方法について準備書に記載すること。	記載いたしました。(P.5.5-19～20、P.5.5-28) また、資料編(P.1-1～P.1-11)に地元との協定に基づく「エコパークいずもぎき緊急時対応マニュアル」(平成 26 年 10 月 1 日)を記載いたしました。
3	温室効果ガスについて	最終処分場から発生する一酸化二窒素(N ₂ O)についても対象物質として検討するとともに、必要に応じて準備書に発生量等を記載すること。	検討し、記載いたしました。(P.5.11-1～4)
4	全般的事項	環境調査において、環境基準などの環境保全目標を超過している項目が確認された場合、既存最終処分場との関係を準備書に記載すること。	環境調査においてこれまでに環境保全目標を超過したことがあるほう素について既設処分場との関係を記載しました。(P5.5-4)
		準備書の作成に当たっては、閲覧者に対しできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。	閲覧者に対してできる限り理解しやすいものとなるよう、図表・写真を活用する、詳細データは資料編に記載するなどを心掛けました。